高事第２８８６号

令和５年３月７日

高齢者施設・介護サービス事業所等管理者　様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について

　日頃から、大阪府の高齢者福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについて、別添のとおり、厚生労働省より、「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」（令和５年２月15日付け事務連絡）及び「マスク着用の考え方の見直し等について（令和５年３月13日以降の取扱い）」（令和５年２月10日付け事務連絡）が発出されましたのでお知らせいたします。

両事務連絡では、マスクの着用が効果的である場面を示し、一定の場合にマスクの着用を推奨することとしたうえで、特に高齢者施設等におけるマスク着用の取扱い等について、

・高齢者施設等への訪問時及び高齢者施設等の従事者の勤務中のマスクの着用を推奨する

・従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる場面については、適宜判断いただきたい

・事業者が感染対策上又は事業上の理由により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

・引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする

とされています。

なお、両事務連絡における「高齢者施設等」は、入所・居住系の高齢者施設と訪問・通所系の事業所を指していることについて厚生労働省に確認しております。

貴施設・事業所におかれましては、両事務連絡の趣旨を考慮いただき、利用者、従事者、施設への訪問者等のマスク着用についてのご対応をお願いいたします。

高齢介護室介護事業者課

施設指導グループ06-6944-7106

居宅グループ 06-6944-7099